

平成 17 年 4 月 25 日制定

「権利者探し」 広告掲載約款

第 1 条 (目的)

この約款は、他人の著作物等を利用したいが、権利者（著作権者・著作隣接権者（以下、「権利者」といいます。)) が不明、又は権利者の所在が不明であることにより、権利者の承諾を得ることができない場合に、権利者を探すための手段として公益社団法人著作権情報センター（以下「CRIC」といいます。）のホームページに権利者探し広告（以下「広告」といいます。）を掲載する際に遵守すべき内容を定めることを目的とします。

第 2 条 (契約の成立)

広告掲載の申込みは、CRICの定める様式の「権利者探し」 広告掲載申込書(以下「申込書」といいます。)によって行うものとし、CRICが「権利者探し」 広告掲載承諾書（以下「承諾書」といいます。）を発行したときに広告掲載契約が成立するものとします。

2 CRICは、申込者および広告内容等が次の各号の一に該当する場合は、広告掲載契約を拒否できるものとします。

- (1) 広告、又は当該広告からリンクされているホームページ（以下「リンク先ホームページ」といいます。）が、前条に定める広告の掲載の目的に反するとCRICが判断したとき
- (2) 広告、又はリンク先ホームページの記載内容の全部又は一部が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき
- (3) 広告の記載内容が公序良俗に反するなど、不適切であるとCRICが判断したとき
- (4) 申込者又は申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が法令に違反した場合などで、申込者から委託を受けた広告掲載を継続することがCRICの利益を害し、又は信用を失墜させるおそれがあるとCRICが判断したとき

第 3 条 (広告掲載料)

広告掲載料はCRICが別途定める料金とします。

第 4 条 (広告掲載料の支払)

CRICは、申込者に対し、申込書受領後速やかに広告掲載料の請求書を発行するものとし、申込者は、CRICが指定する銀行口座に掲載料を振込むものとします。なお、振込手数料は申込者の負担とします。

第 5 条 (広告の掲載)

CRICは、広告掲載料の入金確認後 10 営業日以内に、申込書および申込書に添付された広告原稿にもとづき、CRICのホームページに広告を掲載するものとします。

第6条(広告内容の変更)

CRICは、広告掲載契約が成立した後も、申し込みを受けた広告の内容、形式、もしくはデザインあるいはリンク先ホームページの内容等が、第2条2項1号から3号に抵触することが明らかであるか、又はそのおそれがあると判断した場合、当該広告の内容、形式等の変更を求めることができます。

第7条(申込者の責務)

申込者は、申し込みにかかる広告表現又は内容が第三者の権利を侵害するものではないことをCRICに対して保証するものとします。

- 2 第三者からCRICに対し、広告内容に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、申込者の責任および負担において解決するものとします。ただし、当該損害がCRICの責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

第8条(免責)

停電、通信回線の事故、天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生などCRICの責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部又は一部を履行できなかった場合、CRICはその責を負わないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとします。ただし、CRICの故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

- 2 広告掲載中に当該広告からのリンクがデッドリンクとなった場合やリンク先のサイトに不具合が発生した場合、CRICは当該広告掲載を停止することができるものとし、この場合CRICは広告不掲載の責を負わないものとします。
- 3 広告掲載契約に関連して、理由の如何を問わずCRICが申込者に対し債務不履行責任、損害賠償責任を負った場合には、当該賠償額は広告掲載契約に基づく広告掲載料を上限とします。
- 4 著作権法第67条第1項に定める裁定を行う権限は文化庁長官にあり、申込者が最終的にこの裁定を受けられない場合であっても、CRICは一切の責任を負いません。

第9条(契約の解除)

申込者が次の各号の一に該当した場合、CRICは申込者への催告その他何らの手続きを要することなく、本契約の全部もしくは一部につき履行を停止し、又は本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。この場合、CRICは申込者に対して損害賠償の請求ができるものとします。

(1) 第1条又は第7条に違反したとき

(2) 第2条2項1号から3号に抵触するとCRICが判断したとき

(3) 第6条に基づくCRICからの変更要求に対して、正当な理由がなくこれを拒否し、又は速やかに変更を行わないとき

- 2 申込者はいつでも広告掲載契約を解除することができるものとします。この場合、支払済の広告掲載料の返還を求めることはできないものとします。

第 10 条(守秘義務)

C R I C は、広告掲載あるいは広告掲載契約に関して知り得た申込者の情報（個人情報を含む。）を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとします。

第 11 条(管轄裁判所)

この広告掲載契約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

第 12 条(契約条件の変更)

C R I C はいつでもこの約款の各条項を変更することができるものとします。ただし、既に成立している広告掲載契約については、当該広告掲載を申し込まれた日(申込書記載の申込日)における契約条件が適用されるものとします。

附則（施行日）

この約款は、平成 17 年 4 月 25 日から施行する。

附則（施行日）

この約款は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附則（施行日）

この約款は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附則（施行日）

この約款は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。